

令和7年度 支給認定申請のお知らせ

～子ども・子育て支援新制度による町立認定こども園・私立保育所の利用について～

(1) 支給認定申請について

「支給認定」は支給認定申請書を各施設の申込み時に提出していただき、保育の必要量等を国が定める基準により、町が審査し、教育・保育の必要性を3つの区分の内のいずれかに認定するものです。

3つの認定区分

認 定 区 分	内 容	利用時間区分	利用できる施設 (琴平町内)
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、 保育を必要とせず、教育を 希望する場合	教育標準時間	南こども園 北こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、 保護者の就労や疾病等の事 由により、保育を必要とす る場合	保育標準時間 保育短時間	南こども園 北こども園 あかね保育園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、 保護者の就労や疾病等の事 由により、保育を必要とす る場合	保育標準時間 保育短時間	南こども園 北こども園 あかね保育園

★「保育標準時間」・・・主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務（月120時間以上）を想定した利用。利用可能時間は最長11時間（ただし、各施設の開所時間内に限る。個々の保育時間は各保育所において決定）。

「保育短時間」・・・主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務（月48時間以上）を想定した利用。利用可能時間は最長8時間。

保育認定（２号・３号認定）に当たっては、保護者（父母等）に次のいずれかの事情があり、保育を必要とする状態にあることが必要です。

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
1 家庭外労働	家庭外で月４８時間以上（参考：１日につき４時間以上かつ月１２日以上）就労していること
2 家庭内労働	家庭内で月４８時間以上（参考：１日につき４時間以上かつ月１２日以上）就労していること
3 出 産	出産予定日の前２か月（多胎妊娠の場合は前４か月）から後２か月の期間内にあること
4 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
5 介護・看護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 就 学	月４８時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
8 求 職 活 動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
9 そ の 他	・虐待やＤＶのおそれがあること ・育児休業取得中の継続利用（育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合） 等

※認定は、３年間有効です。

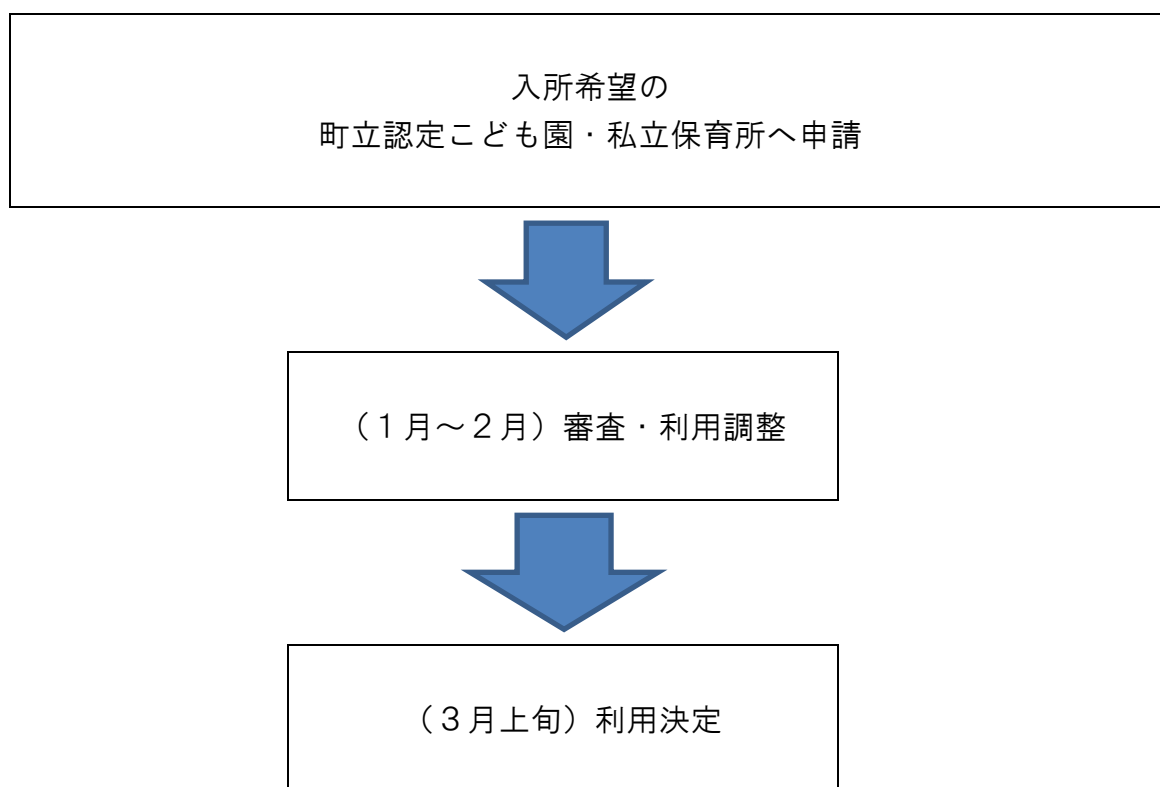
教育標準時間（１号認定）の方は、３年間が基本。

保育標準時間、保育短時間（２号・３号認定）の方も３年間が基本ですが、保育を必要とする事由に該当しなくなった時、満３歳を迎えた時に新たな認定申請が必要になります。また、就労時間や事由に変更があった場合は、変更申請が必要です。なお、有効期間内においても、保育所入所申込み時に提出いただく「保育を必要とする証明書」により毎年確認させていただきます。また、求職活動の場合は９０日間の有効期限となります。

（２）支給認定証の交付について

４月の利用開始の場合、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果を記した支給認定証は入所承諾書と同時に交付します。

(3) 支給認定申請の流れについて（4月利用の場合）



◆お問合せ先

琴平町役場 子ども・保健課

TEL 0877-75-6705